

平成元年三月

蟹江町歴史民俗資料館

# 年報

第九冊

発刊にあたって  
(活動状況写真 六枚)

目次

「沿革誌」より	資料館	1
事業活動	資料館	1
庶務報告	資料館	8
研究調査等	資料館	16
1 蟹江新町日吉神楽について	資料館	16
2 須成字東田面の出屋敷の由緒	小杉正	34
3 尾張もめん手紡ぎ・手織り	佐貫尹	63
4 公開講座 尾張に於ける家族の民俗について	資料館	81
——要約——		
おわりに		90

## 蟹江新町日吉神楽について —形態と歴史的背景—

蟹江町教育委員会は、昭和六十三年四月一日付で、当町蟹江新町区に伝承されてきた民俗芸能の「蟹江新町日吉神楽（以下日吉神楽という）」を町指定無形民俗文化財に指定した。今度の無形民俗文化財指定は、須成地区の具指定文化財である「須成祭」に次ぐものである。

蟹江町の文化財については、前掲活動状況の通りである。その内容については、先年の「歴史民俗資料館年報第七冊—蟹江の文化財」で述べられているが、町内には、国県、町により指定された各種の文化財が存在している。これら文化財は、長い歴史の中で創造され、継承されてきた貴重な資料で、町の文化や歴史を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の町民文化の向上発展を図る上で、その基礎ともなる町民共有の財産でもある。

近年、各地の歴史、民俗、文化をめぐる歴史散策を教養、趣味、娯楽の一貫として行う人々が増加したり、伝統文化の再認識が深まり、地域での祭りが復活し、芸能が復興して伝統文化の基盤をなす文化財への関心も高まりつつある。

日吉神楽の指定理由に「蟹江新町日吉神楽は、金箔、白木、笹神楽屋形の有形民俗資料と共に、伝承されてきた尾張農村部一般にみられる民俗芸能で、その形態は、現存する明治時代の祭事文書などにおいて窺うことができる。昭和の一時期、社会情勢により中断されていたが、区民の熱意と先人の努力並びに芸能技術の伝授により、一早く復活し今日に至っている。今日、町内各地で神楽を録音テープなどで奉納するところが多い時、先祖からの民俗芸能を地元区民により、蟹江新町日吉神楽保存会を結成し、後継者の育成に勤め、古来からの形態で上演、継承している事は貴重な事……略……」と述べられている。

厳密に言えば、日吉神楽は、蟹江新町に伝わった「祭

## 尾張もめん手紡ぎ・手織り

(受けつごう先人の手わざと心)

佐貫 尹

### 一、はじめに

先般古くから伝承されている諺<sup>ことわざ</sup>を調べる機会を得た。

諺については全くの素人なので、最初はずいぶんとまどった。そのうちに次の事に気付いて驚いた。それは繊維や織り・染め・着物などについての諺がたいへん多く伝承されていることであつた。しかも更に注目しなければならぬことは、当時の庶民のはとんどは日常の仕事の中で糸や織物などを扱っていたためか、それらの物を通じて処世の指針を見出だしたり、精神的な支えを求めたり、さらに神秘性さえも感受していた。

この講座を通じて先人の糸や織物に関する手わざを学ぶとともに、先人が糸や織物にいだいていた気持ちの一部でも汲みとっていききたいと念願している。

当資料館にお邪魔して驚いたことは、結城機<sup>ゆきまき</sup>と呼ばれ

る手機<sup>てまき</sup>が二桁(二台)立派に生きていたことであつた。

聞けば当地の手機は皆結城機であるという。そのせいかその後更に二桁ふえて四桁の結城機が当時の情景を再現してしてくれる。尾張名所図会の結城織屋の図(口絵一図)は全国的にも有名で、現在中学校社会科の教科書にも掲載されている。

このように整つた環境の中での講座の担当者としては、充分な心の準備と責任とを感じなければならぬ。

口絵二図は尾張名所図会と同年に当地方で生産された尾張編の縞帳のページである。このような縞柄はどこにでも見かけるような気やすさがあり、現在のスーツとしても少しも奇異な感じを受けない。ここでいえることは、わが国は明治以来外来文化を吸収発展して今日に至つた。しかし現在でも天保十二年の木綿縞と同じ縞柄のスーツが存在していることは忘れてはならないと思う。ここにも日本人の生活感覚は存在するのである。